

(様式2)

処分基準（不利益処分関係）

		担当課	環境・ゼロカーボン推進課	検索番号	2-9
法令名	水質汚濁防止法	根拠条項	18		
不利益処分	緊急時の措置命令				
1. 法令の定め（処分要件） 知事は、当該都道府県の区域に属する公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令〔法施行令〕で定める場合に該当する事態が発生したときは、総理府令〔法施行規則〕で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に排出水を排出する者に対し、期間を定めて、排出水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。					
2. 処分基準 ○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可等の審査基準並びに同法及び水質汚濁防止法に基づく処分基準の設定について（平成12年12月8日伺い定め） ① 公共用水域の一部の区域について、法施行令第6条に定める場合、すなわち、異常な濁水、潮流の変化その他これに準ずる自然的条件の変化により、公共用水域の水質の汚濁が水質環境基準に定められた水質の汚濁の程度の二倍に相当する程度（人の健康の保護に関する物質による水質の汚濁にあっては、当該物質に係る水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度に相当する程度）をこえる状態が生じ、かつ、その状態が相当日数継続すると認められる場合の事態が発生したとき。 ② 「異常な濁水」とは、流量変動の幅の大小によって水域によって異なるが、著しく水量が減少した場合であり、必ずしも何年に1度の異常な濁水である必要はない。 ③ 「その他これに準ずる自然的条件の変化」としては、停滞性の水域において、一定方向の強い風により汚濁の状況に異変をきたす場合等がある。 ④ 「相当日数継続すると認められる場合」とは、現に①の状態が生じて相当日数経過している必要はなく、将来に向かって、継続することが客観的に認められれば足りる。 ⑤ 命令の客体となる者は、当該水域に排出水を排出する者であり、原則としては、排水量の多少によって差別をつけることなく、当該水域に排出水を排出するすべての者である。 ⑥ 命令の「期間」については、④にいう「相当日数」の期間を参酌して定めるものとする。 ⑦ 法に定める「その他必要な措置」には、特定施設の使用の一時停止、希釈水による排出水の汚染状態の改善等が含まれる。					
3. その他 ① 上記①の事態が発生したときは、法第18条に基づき、その事態を一般に周知させるものとする。 ② 本件命令は、法施行規則第10条に基づき、とるべき措置の内容その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。					